

平成14年5月14日

基礎問題小委員会

金融課税の方向と二元的所得税の是非

一橋大学大学院法学研究科

水 野 忠 恒

I 金融資産所得の課税をめぐる課税理論

- a) シャウプ勧告以来の総合所得 (global taxation)、ないしは、包括的所得概念
→ J.S. Mill、Irvin Fisherなど、古くから、貯蓄利子に対する二重課税と
それによる利子課税の非効率性を指摘していた。



消費支出税の構想

b) 消費支出税の考え方 (expenditure tax)

- ・金融所得については、経済学者は、非課税とする。
- ・法学者 (Andrews, Bittker, Warren等による議論)においても、1970年代初頭においては、投資支出や受取利子が課税対象から控除されるとするのみで、具体的な金融所得には言及していない。

c) 最適課税論

最適課税論は、資源配分の効率性と所得分配の公平とを共に考慮するとしつつ、生産要素である労働、土地、資本について、それぞれの供給における価格弾力性の相違を前提として、分類所得のもとで、それぞれ異なる税率を適用することを正当化するものである。



d) 二元的所得税 (dual income tax, DIT)

イ) 二元的所得税は、1990年代において、スウェーデン(1991年)、ノルウェー(1992年)、デンマーク(1987年、1994年)、フィンランド(1993年)という、北欧諸国において採用されたものであり、最適課税論の立場を取る研究者や、金融所得に対する課税の困難に直面するわが国でも注目されはじめている。

- ・ただし、二元的所得税は、北欧諸国における情勢のもとで採用されたものであり、その背景を明らかにすることが重要である。

ロ) 二元的所得税とは、要約すると、金融資産性所得には、低い比例税率で課税し、勤労所得には、従来からの累進税率を適用するものである（説明資料参照）。

①個人所得税における資本所得と勤労所得との二分

②法人には、資本所得と同一の比例税率が適用され、また、配当二重課税につき、インピュテーションの仕組みが採用される。

③個人事業者や小規模法人については、その所得を、勤労部分と資本所得部分とに分割され、課税される。

↓

◎法的問題として、高い税率の勤労所得を、低い税率の資本所得に転換する租税回避が生じている。

注記) なお、イタリアで採用されたdual income taxは、法人税であり、EUの通過統合のため、自己資本を充実させるために、採用されたものである。

II 二元的所得税の論議

(1) 二元的所得税の議論の前提－わが国の金融商品の多様化

a) わが国の金融所得 ①利子所得

②配当所得・投資信託の収益の分配等

↓

利子並課税（20％）

③株式譲渡益

↓

申告分離へ

b) 給与所得・事業所得等

↓

・総合課税のもとで、累進課税が採用される。

・事業所得には、損益通算が認められる。

◎所得の種類が、実質的には、さらに、二分・三分されている。

↓

ex. 満期保険金は一時所得、 ex. 割引債券の差益は雑所得。

- ・この状況は、かつて、マル優等により、多くの利子所得や株式譲渡益が非課税とされていた昭和28年から昭和63年までと比較するならば、総合課税に向かう、さるなる一歩と認識される。

- ・逆に、これを、最適課税論による税制とみる者がある。

↓

いずれにしろ、二元的所得税は、当分の間、わが国でも議論されるものと思われるので、金融関連所得の課税の将来の方向を定めるにあたり、北欧における二元的所得税の背景や、わが国の状況との異同を明確にしておく必要がある。

(2) 北欧における二元的所得税への移行

1) 従来の資本所得課税の問題点(総合課税)

二元的所得税の提唱者(デンマークのN. C. Nielsen教授)やソレンセン教授(Peter B. Sørensen)によれば、以前は、北欧4国においても、包括的所得概念ないし総合課税が目標とされてきた。実際に、1986年のレーガン税制改革の影響を受け、4国も、課税ベースの拡大と法人・所得税率の引き下げに向かっていった。

キャピタル・ゲイン課税は、各国、様々であるが、その税率引き下げにより、課税ベースの拡大も可能となったとされている。

しかし、包括的所得概念においては、資本所得(capital income)の課税をめぐり、大きな問題が生じていたとされる。具体的問題点を挙げると、以下の通りである。

- a) 資本所得は、利子、配当、事業所得、不動産所得、それにキャピタル・ゲインという様々の形態を取るものである。

b)資本所得は、組合、法人、年金基金、生命保険会社等、様々の組織形態から生ずるのである。このような多様な資本所得を公平に課税することは、ほとんど不可能であるとされる（ソレンセン教授）。

c)法人の資本所得は、国際的に移動可能であるので、法人について、各国とも、投資の呼び込みのため、税率を引き下げてきたため、個人所得税と法人税との2本建てのもとで、給与課税などは、法人の内部留保により回避されてしまうのである。

d)法人の内部留保利益については、理論的には、株式の未実現のキャピタル・ゲインに課税することであるが、実際には、困難である。

e)年金基金への積立については、課税の繰り延べがなされるが、デンマークやスウェーデンでは、資本所得として、当該金融機関に課税してきた。



i) スウェーデン政府は、まず、このような包括的所得概念の理念と、現実の税制との遊離について、消費支出税をもって代替することを真剣に検討した。

ii) 担税力の標識として、所得又は消費のみしか考慮しない通説には、二元的所得税は、包括的所得概念からも、消費支出税からも認められない。

iii) しかし、経過措置の困難と、他のOECD諸国との調和を考え、消費支出税の採用は実際的ではないとされた。



・包括的所得に対する課税では、ライフサイクルでみた場合には、貯蓄の二重課税といわれる不公平、非効率性を生ずる。ライフサイクルの前期に稼得する者、又は、ライフサイクルの後期に消費する者に不公平であるとされる。



イ) そこで、北欧4国では、他のOECD諸国と同様に、分類所得税（schedular system）を維持しつつ、現行の所得税よりも、より非効率的ではなく、また、より不公平ではない仕組みとして、二元的所得税を採用したとされる。

ロ) 資本所得に対する低い比例税率の理由のひとつは、北欧4国における、貯蓄率の低さにあるとされる。

ハ) 資本所得の税率が勤労所得の最高税率よりも低いという批判に対しては、多様な資本所得の形態を考えると、資本所得に勤労所得と同一の税率を適用するとしても、優遇された所得に逃げてしまうということがあるとされる。

二) 二元的所得税による資本所得の軽課により、ライフサイクルと消費の時期にずれのある人々の間で、その不公平を是正するのに役立つとされる。

消費支出税の根拠であるライフサイクル（世代間の公平）の考え方によれば、資本所得の軽課は支持されるのではないかとされる。



(3) 二元的所得税への批判と反論

i) 勤労所得には、体力・余暇の犠牲とリスクがあるため、軽課すべきであるという伝統的通説に対しては、①資本所得にも大きなリスクがある、②勤労者に対する高い社会保障支出がなされており、資本所得にも負担されている。

ii) 垂直的公平の観点からみて、通常、資本所得は高額所得者に集中しているという批判がある。

①所得の再分配は、相続税又は富裕税の役割であるとする。

②そのようにしないならば、キャピタル・ゲインの凍結効果が生じるとされる。

③キャピタル・ゲインに累進税率をかけることは困難である。そのため、低い税率によることが必要である。もし、キャピタル・ゲインに、低税率の適用を認めるならば、他の資本所得にも同様に認めないならば、バランスを欠くことになる。



もっとも、ソレンセンによれば、キャピタル・ゲインは、その実現時まで課税が繰り延べられており、累進課税を排除する理由は弱いとされる。

iii) 資本所得の比例税率により、家族内の所得分割やtax arbitrage が減少され

るとされる。また、資本所得の税率と法人税の税率とを等しくすることにより、tax arbitrageは、意味を失うものと考えられている。



他方で、資本所得の税率が低いことを利用して、給与を、株式や配当に転換される試みが生じている。

iv) 効率性の観点からみると、資本所得への課税は非効率であり、特に、海外の資本所得に課税するためのコストを考えると、勤労所得のみに課税の方が効率的であり、最適であるとされる。

しかしながら、最適課税論といっても、資本所得と勤労所得とに対する適正な税率を提供することはできないともされている（ソレンセン教授）。

v) 資本所得については、支払利子控除がなされる場合があり、それにより、むしろ、所得がマイナスになる場合が少なくないとされ、歳入への影響は少ないと予測された。

しかも、従来より、年金貯蓄や持ち家の帰属所得を非課税とするなど、優遇が認められてきていた点が挙げられる。

vi) 結局、資本所得に対する税率を低い比例税率にしない限り、資本の流出の防止や、貯蓄・投資へのディス・インセンティブを回避することはできないとされる。

Ⅲ わが国の金融課税の方向

(1) 北欧の二元的所得税とその示唆ないしは反省

北欧4国では、上述のように、二元的所得税を採用したが、その要因は、以下のよう
に要約される。

①それまで包括的所得概念を理念として、総合課税が採用されていたが、効率的ではなかった。

②勤労所得者には、国による社会保障給付による所得再分配が進んでいる。

③最適課税論を基礎とするとしても、資本所得と勤労所得とに対する適正な税率を提供することはできないことも認識された（ソレンセン教授）。

↓

イ) この二元的所得税をもって、最適課税論が採用されたものとする考え方もあるが、ここで明らかにされたのは、二元的所得税の仕組みは、①従来の総合所得税の実際の経験と、②政策的判断に基づくということである。

ロ) 二元的所得税における重要な論点である、資本所得の税率と勤労所得の税率との相違は、北欧4国のそれぞれの国の政策から決定されているのであり、最適課税論から税率が導かれているわけではない。

ハ) 北欧の実際の二元的所得税は、包括的所得概念と消費支出税との折衷であり、それ以上のものではないとされる（ソレンセン教授）。

↓

ニ) ソレンセン教授も指摘することであるが、国家間における所得・法人税率は、将来的には、この20年ぐらいかけて統一されてゆくべきものであり、現在の税率競争を前提に、理論に基づく恒久的な税制であると考えべきではないと思われる。

↓

- ・有害な税の競争のフォーラムの設置
- ・タックス・ヘイヴンリストの公表
- ・投資家のためのグローバル化への強い批判的勢力
(NGOの活動によるWTO新ラウンド開始の断念)

◎このような国際的強調への努力を度外視すべきではないと考える。

(2) わが国の所得税制における「金融所得」(資本所得)類型の採用の問題点

1. すでに、北欧の二元的所得税においても指摘されている。

a) 資本所得は、利子、配当、事業所得、不動産所得、それにキャピタル・ゲインという様々の形態を取るものである。

b) さらに、資本所得は、組合、法人、年金基金、生命保険会社等、様々の組織形態から生ずるのである。このような多様な資本所得を公平に課税することは、ほとんど不可能であるとされる。



i) 金融関連所得(資産性所得)におけるわが国の利子のみ課税の現状は、けっして、理想的な税制ではなく、投資家の実際的な公平感に基礎をおくものと思われる。

ii) 金融関連所得を、「金融所得」(資本所得)というひとつの類型とみる見解は、以下のことに留意すると、合理性を欠くのではないと思われる。

① 所得の性質(法律的、実質的)としての差異を無視すべきではない。

ex. 1 預貯金の利子・貸付利子 → ・消費寄託(預金契約)・消費貸借契約
公社債
・元本の返還と一定利子の約定
・運用益の剰余は借主に帰属

ex. 2 公社債投資信託 → 法律的には元本保障はないが、保障の期待はある。

ex. 3 株式投資・証券投資信託 → 元本保障はないが、それだけリターンの期待が大きい。

これらの金融商品は、リスクの大きさ(元本保障の有無等)に応じて、リターンの期待も変化する。



・同額の資産性所得金額(投資のリターン)には、同一の担税力があるとしてよいのか。
取り扱いを区分する合理性はないか。

②事業媒体 (vehicle)における利益を考慮する必要性がある。

- a. 法人所得と利益配当 → 配当二重課税について見解は異なりうるが、課税について、投資家の受けるリターンをみの比較では十分ではない。
- b. 消費寄託（預金契約）・消費貸借 → 元本・利子以外は、借主にすべて帰属する。
- c. 投資法人・SPC → 90%の利益分配の基準をみたさないと、たまり課税がある。
- d. 特定信託 → 信託を実体 (entity)とみて、投資利益に対して法人税がかされる。
- e. その他の信託（集団信託）→ 現在は、たまり課税はなされない。信託契約にすぎない。

↓

2 結論

◎金融関連商品については、投資家のリターンのみではなく、事業媒体としての、法人や投資信託における利益の課税を無視できない。投資家のリターンのみを所得とみて、バランスや中立性を主張し、ひとつの所得分類にまとめることには、合理性がないと考えられる。いわば、氷山をみているにすぎない。

法人所得と配当 → 2回課税 (2 tier tax)

信託収益と分配 → 一般的には、ペイ・スルーによる 1 tier tax

参考文献

P. B. ソレンセン編著（馬場義久監訳）「北欧諸国の租税政策」

P. B. Sørensen, 'The Nordic Dual Income Tax - In or Out' OECD, 14 June, 2001.

T. L. Lindhe, J. Södersten and A. ÖbergUppsala University, September 2001.